

関税率表解説改正

新	旧
第 9 部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 第 44 類 木材及びその製品並びに木炭 (省 略) 号注 1 第4403.41号から第4403.49号まで、<u>第4407.21号</u>から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び<u>第4412.31号</u>の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。 (省 略) 総 説 この類には、未加工の木材、木材の半製品及び木製品を含む。 これらの物品は、次のように大別される。 (1) ～ (4) (省 略) 一般的に木材とプラスチックの層から成る建築用パネルはこの類に属する。これらのパネルの所属は、その外側の面又はその使用目的に関して重要な特性を有する面によって決定される。したがって、例えば、パーティクルボード製の外層とプラスチックの絶縁層とから成る建築用パネル（屋根ふき又は壁若しくは床張りの構造要素として使用される。）は、当該パネルが構造要素として使用されるのは堅固な木材部によるものであり、プラスチック層は付随的な絶縁機能を持つにすぎないものであるから、プラスチック層の厚さにかかわらず、44.10項に属する。他方、木材を裏張りしたパネルで、木材がプラスチックの外面の単なる支持物にすぎないものは、多くの場合、39類に属する。 木製品で提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものは、その部分品が共に提示された場合に限り、完成した製品の属する号に属する。同様に、ガラス、大理石、金属その他の材料で製造した附属品又は部分品は、本体の木製品とともに提示されるときは、取り付けてあるかないかを問わず当該木製品に含まれる。 木製品が含まれる44.14項から44.21項までには、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む（この類の注3参照）。 この表において、一般に、木材の所属は、保存のために必要な処理によっては影響さ	第 9 部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 第 44 類 木材及びその製品並びに木炭 (省 略) 号注 1 第4403.41号から第4403.49号まで、<u>第4407.24号</u>から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び<u>第4412.13号</u>から<u>第4412.99号</u>までの各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。 (省 略) 総 説 この類には、未加工の木材、木材の半製品及び木製品を含む。 これらの物品は、次のように大別される。 (1) ～ (4) (省 略) 一般的に木材とプラスチックの層から成る建築用パネルはこの類に属する。これらのパネルの所属は、その外側の面又はその使用目的に関して重要な特性を有する面によって決定される。したがって、例えば、パーティクルボード製の外層とプラスチックの絶縁層とから成る建築用パネル（屋根ふき又は壁若しくは床張りの構造要素として使用される。）は、当該パネルが構造要素として使用されるのは堅固な木材部によるものであり、プラスチック層は付随的な絶縁機能を持つにすぎないものであるから、プラスチック層の厚さにかかわらず、44.10項に属する。他方、木材を裏張りしたパネルで、木材がプラスチックの外面の単なる支持物にすぎないものは、多くの場合、39類に属する。 木製品で提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものは、その部分品が共に提示された場合に限り、完成した製品の属する号に属する。同様に、ガラス、大理石、金属その他の材料で製造した附属品又は部分品は、本体の木製品とともに提示されるときは、取り付けてあるかないかを問わず当該木製品に含まれる。 木製品が含まれる44.14項から44.21項までには、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む（この類の注3参照）。 この表において、一般に、木材の所属は、保存のために必要な処理によっては影響さ

関税率表解説改正

新	旧
れない。保存のための処理には、乾燥、表面炭化、目止め、節止め又はクレオソート若しくはその他の木材保存剤（例えば、コールタール、ペンタクロロフェノール（<u>I S O</u>）、クロム性砒酸銅）を染み込ませる等がある。また、塗装、着色又はワニス塗装によっても影響されない。ただし、これらの考え方は、塗装し、着色し又はワニス塗装した木材について特殊な限定をして規定している44.03項及び44.06項の各号については適用しない。 ある種の木に類する材料、例えば、竹及びオーギアは、主にかご細工物の製造に使用される。このような材料は、製品にされていない状態では14.01項に属し、製品のかご細工物となったものは46類に属する。ただし、文脈により別に解釈される場合（例えば第44.10項及び第44.11項）を除くほか、チップ又は小片状の竹（パーティクルボード、繊維板、又はセルロースパルプの製造に使用される）及び竹又はその他の木状の材料の製品（かご細工物、家具、その他の他の類に明確に分類される製品を除く。）は、対応する木材製品又は真の木材の製品と同様に、この類に含まれる（この類の注6参照）。 （省 略）	れない。保存のための処理には、乾燥、表面炭化、目止め、節止め又はクレオソート若しくはその他の木材保存剤（例えば、コールタール、ペンタクロロフェノール、クロム性砒酸銅）を染み込ませる等がある。また、塗装、着色又はワニス塗装によっても影響されない。ただし、これらの考え方は、塗装し、着色し又はワニス塗装した木材について特殊な限定をして規定している44.03及び44.06項の各号については適用しない。 ある種の木に類する材料、例えば、竹及びオーギアは、主にかご細工物の製造に使用される。このような材料は、製品にされていない状態では14.01 項に属し、製品のかご細工物となったものは46類に属する。ただし、文脈により別に解釈される場合（例えば第44.10項及び第44.11項）を除くほか、チップ又は小片状の竹（パーティクルボード、繊維板、又はセルロースパルプの製造に使用される）及び竹又はその他の木状の材料の製品（かご細工物、家具、その他の他の類に明確に分類される製品を除く。）は、対応する木材製品又は真の木材の製品と同様に、この類に含まれる（この類の注6参照）。 （省 略）

関税率表解説改正

新		旧	
44.02	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） <u>4402.10－竹製のもの</u> <u>4402.90－その他のもの</u> （省 略）	44.02	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） （新 規） （新 規） （省 略）
44.03	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） （省 略） 号の解説 4403.10 4403.10号には、長期間保存の目的でペンキ、着色料、クレオソートその他の保存剤（コールタール、ペンタクロロフェノール（<u>I S O</u>）、クロム性砒酸銅又はアンモニア性砒酸銅のようなもの）で処理したものを含む。 この号には、船積み中又は貯蔵中において、単にそれらの状態を維持するために物質で処理を施した物品を含まない。 （省 略）	44.03	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） （省 略） 号の解説 4403.10 4403.10号には、長期間保存の目的でペンキ、着色料、クレオソートその他の保存剤（コールタール、ペンタクロロフェノール、クロム性砒酸銅又はアンモニア性砒酸銅のようなもの）で処理したものを含む。 この号には、船積み中又は貯蔵中において、単にそれらの状態を維持するために物質で処理を施した物品を含まない。 （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦縦ぎしたものであるかないかを問わない。） 4407.10―針葉樹のもの ―熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの <u>4407.21―マホガニー（スウィエテニア属のもの）</u> <u>4407.22―バイロラ、インブイア及びバルサ</u> （削 除） 4407.25―ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ 4407.26―ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン <u>4407.27―サベリ</u> <u>4407.28―イロコ</u> 4407.29―その他のもの ―その他のもの 4407.91―オーク（コナラ属のもの）のもの 4407.92―ビーチ（ブナ属のもの）のもの <u>4407.93―かえで（かえで属のもの）のもの</u> <u>4407.94―桜（サクラ属のもの）のもの</u> <u>4407.95―とねりこ（トネリコ属のもの）のもの</u> 4407.99―その他のもの （省 略） 少数の例外を除き、この項には、長さを問わず厚さが6ミリメートルを超える木材のうち、木目に沿ってひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたすべてのものを含む。これらの木材には、ひいたはり、厚板、板子、板、木舞等並びにひいた木材製材と同質のものとみなされる物品で、チップングマシンにより正確な寸法で得られ、ひいたものとは異なり後でかんながけを必要としない程の平滑面を有するものも含む。また、この項には、平削りし又は丸はぎ（ロータリーカット）した木材並びに床用の木製のブロック、ストリップ及びフリーズ（いずれかの縁、端又は面に沿って連続的に加工を施したもの（44.09）を除く。）も含まれる。 なお、この項に含まれる木材は、断面が必ずしも長方形（正方形を含む。）である必要はなく、また、長さ方向に一定の断面を持っている必要もないこと	44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦縦ぎしたものであるかないかを問わない。） 4407.10―針葉樹のもの ―熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの （新 規） （新 規） <u>4407.24―バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ</u> 4407.25―ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ 4407.26―ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン （新 規） （新 規） 4407.29―その他のもの ―その他のもの 4407.91―オーク（コナラ属のもの）のもの 4407.92―ビーチ（ブナ属のもの）のもの （新 規） （新 規） （新 規） 4407.99―その他のもの （省 略） 少数の例外を除き、この項には、長さを問わず厚さが6ミリメートルを超える木材のうち、木目に沿ってひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたすべてのものを含む。これらの木材には、ひいたはり、厚板、板子、板、木舞等並びにひいた木材製材と同質のものとみなされる物品で、チップングマシンにより正確な寸法で得られ、ひいたものとは異なり後でかんながけを必要としない程の平滑面を有するものも含む。また、この項には、平削りし又は丸はぎ（ロータリーカット）した板並びに寄せ木床用のストリップ及びフリーズ（いずれかの縁、端又は面に沿って連続的に加工を施したもの（44.09）を除く。）も含まれる。 なお、この項に含まれる木材は、断面が必ずしも長方形（正方形を含む。）である必要はなく、また、長さ方向に一定の断面を持っている必要もないこと

関税率表解説改正

新	旧
に注意しなければならない。 この項の製品は、かんながけ（かんながけの過程において、隣接した二つの面で作られる角が少し丸みを帯びているかいないかを問わない。）、やすりがけ、縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント）されたものもある（この類の総説参照）。 この項には、次の物品を含まない。 （a）～（d） （省 略） （e）<u>44.12項の木材のストリップ及びフリーズ</u> （f） （省 略）	に注意しなければならない。 この項の製品は、かんながけ（かんながけの過程において、隣接した二つの面で作られる角が少し丸みを帯びているかいないかを問わない。）、やすりがけ、縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント）されたものもある（この類の総説参照）。 この項には、次の物品を含まない。 （a）～（d） （省 略） （e）<u>合板又はベニヤドウツのストリップで寄せ木床用のもの（44.12）</u> （f） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
44.09 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） 4409.10—針葉樹のもの <u>—針葉樹以外のもの</u> 4409.21—竹製のもの <u>4409.29—その他のもの</u> （省 略） この項には、また、幅の狭い板から成る床用のストリップ及びフリーズで連続的な加工（例えば、さねはぎ加工）を施した物品を含む。ただし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント）しただけの物品は、44.07項に属する。 この項には、合板又は化粧張りした木材のストリップで寄せ木床用のものを含まない（44.12）。 この項には、次の物品を含まない。 （a） （省 略） （b）ほぞ穴、ほぞ付け、ありほぞその他これらに類する加工を端に施した木材及び建築用木工品又は木製家具としてのパネルに組み合わせた木材（<u>例えば、木製のブロック、ストリップ、フリーズ等から作られた寄せ木床用パネルを含む組み合わせた床用パネル</u>（一層以上の木材から成る支持体を有しているかないかを問わない。））（44.18） （c）～（f） （省 略）	44.09 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） 4409.10—針葉樹のもの <u>4409.20—針葉樹以外のもの</u> （新 規） （新 規） （省 略） この項には、また、幅の狭い板から成る<u>寄せ木床用</u>のストリップ及びフリーズで連続的な加工（例えば、さねはぎ加工）を施した物品を含む。ただし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント）しただけの物品は、44.07項に属する。 この項には、合板又は化粧張りした木材のストリップで寄せ木床用のものを含まない（44.12）。 この項には、次の物品を含まない。 （a） （省 略） （b）ほぞ穴、ほぞ付け、ありほぞその他これらに類する加工を端に施した木材及び建築用木工品又は木製家具としてのパネルに組み合わせた木材（<u>例えば、寄せ木床用のブロック、ストリップ等から作られた寄せ木床用パネル</u>（一層以上の木材から成る支持体を有しているかないかを問わない。））（44.18） （c）～（f） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
44.10 <u>パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）</u> <u>－木材のもの</u> 4410.11－<u>パーティクルボード</u> 4410.12－<u>オリエンテッドストランドボード（OSB）</u> 4410.19－<u>その他のもの</u> 4410.90－<u>その他のもの</u>	44.10 <u>パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）</u> <u>－オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード（木材のものに限る。）</u> 4410.21－<u>加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの</u> 4410.29－<u>その他のもの</u> <u>－その他のもの（木材のものに限る。）</u> 4410.31－<u>加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの</u> 4410.32－<u>メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの</u> 4410.33－<u>プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの</u> 4410.39－<u>その他のもの</u> 4410.90－<u>その他のもの</u>
(省 略)	(省 略)

関税率表解説改正

新	旧
44.11 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） —ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）— 4411.12—厚さが5ミリメートル以下のもの 4411.13—厚さが5ミリメートルを超え9ミリメートル以下のもの 4411.14—厚さが9ミリメートルを超えるもの —その他のもの— 4411.92—密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの 4411.93—密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のもの 4411.94—密度が1立方センチメートルにつき0.5グラム以下のもの （省 略） （A）乾式法により得られた繊維板 このグループは、特に、ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）を含む。この物品は、加圧時に接着工程を補助する目的で熱硬化性樹脂を乾燥した木材繊維に加える工程でもって製造される。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.45グラムから1グラムである。加工していない状態では、表面及び裏面は平滑である。本品は、家具、室内装飾、建築物の多くの異なった用途に使用される。 ミディアムデンシティファイバーボードで密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるものは、取引上、高密度繊維板（HDF）と呼ばれることもある。 （B）湿式法により得られた繊維板 このグループには次のような繊維板がある。 （1）硬質繊維板（Hardboard）：水に懸濁した木材繊維を金属網上で高温高压下でマット状に加圧する湿式法で製造される。加工していない状態では、このタイプの繊維板は、平滑な面と、メッシュ模様のある粗い面がある。	44.11 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） —繊維板（密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるものに限る。）— 4411.11—機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの 4411.19—その他のもの —繊維板（密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のものに限る。）— 4411.21—機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの 4411.29—その他のもの —繊維板（密度が1立方センチメートルにつき0.35グラムを超え0.5グラム以下のものに限る。）— 4411.31—機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの 4411.39—その他のもの —その他のもの— 4411.91—機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの 4411.99—その他のもの （省 略） （A）湿式法により得られた繊維板 このグループには次のような繊維板がある。 （1）硬質繊維板（Hardboard）：水に懸濁した木材繊維を金属網上で高温高压下でマット状に加圧する湿式法で製造される。加工していない状態では、このタイプの繊維板は、平滑な面と、メッシュ模様のある粗い面がある。しかし、特別な表面処理又は特別な製造法により、平滑な両面にすることもできる。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.8グラムを超える。硬質繊維板（Hardboard）は、主として、家具用、自動車産業用、ドアスキン用及び包装用（特に、果実や野菜の梱包用）として使用される。 （2）中質繊維板（Mediumboard）：硬質繊維板と類似した方法で製造されるが、低压で圧縮されたものである。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.35グラムを超え0.8グラム以下である。主として家具の製造において及び室内又は室外の壁用として使用される。 （3）軟質繊維板（Softboard）：この繊維板は、湿式法による他のタイプの繊維板のような圧縮をしていないものである。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.35グラム以下である。主として建築物の断熱用又は防

関税率表解説改正

新	旧
<u>しかし、特別な表面処理又は特別な製造法により、平滑な両面にすることもできる。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.8グラムを超える。硬質繊維板（Hardboard）は、主として、家具用、自動車産業用、ドアスキン用及び包装用（特に、果実や野菜の梱包用）として使用される。</u> <u>（2）中質繊維板（Mediumboard）：硬質繊維板と類似した方法で製造されるが、低圧で圧縮されたものである。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.35グラムを超え0.8グラム以下である。主として家具の製造において及び室内又は室外の壁用として使用される。</u> <u>（3）軟質繊維板（Softboard）：この繊維板は、湿式法による他のタイプの繊維板のような圧縮をしていないものである。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.35グラム以下である。主として建築物の断熱用又は防音用に使用される。断熱用又は防音用の特殊なタイプの板は、シージング材又はサーキング材として使用される。</u> この項の物品は、44.09項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面、縁又は端が加工され、（例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属により）塗布し若しくは被覆され又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。 （省 略） （削 除）	<u>音用に使用される。断熱用又は防音用の特殊なタイプの板は、シージング材又はサーキング材として使用される。</u> <u>（B）乾式法により得られた繊維板</u> <u>このグループは、特に、中密度繊維板（MDF）を含む。この物品は、加圧時に接着工程を補助する目的で熱硬化性樹脂を乾燥した木材繊維に加える工程をもって製造される。一般に、密度は1立方センチメートルにつき0.45グラムから1グラムである。加工していない状態では、表面及び裏面は平滑である。本品は、家具、室内装飾建築物等の多くの異なった用途に使用される。</u> <u>中密度繊維板で密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるものは、取引上、高密度繊維板（HDF）と呼ばれることもある。</u> この項の物品は、44.09項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面、縁又は端が加工され、（例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属により）塗布し若しくは被覆され又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。 （省 略） * - * * - * <u>号の解説</u> <u>4411.11、4411.21、4411.31 及び4411.91</u> <u>これらの号において、やすりがけは、機械加工とはみなさない。</u>

関税率表解説改正

新	旧
44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 <u>4412.10―竹製のもの</u> <u>―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）</u> <u>4412.31―少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの</u> <u>4412.32―その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）</u> <u>4412.39―その他のもの</u> <u>―その他のもの</u> <u>4412.94―ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード</u> <u>4412.99―その他のもの</u> （省 略） この項の物品は、44.09項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面、縁又は端が加工され、塗布し若しくは被覆され（例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属による塗布若しくは被覆）又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。 <u>この項には、また、床用パネルとして使用される合板パネル、ベニヤドパネル及びこれらに類する積層木材のパネルを含む。これらの中には、「寄せ木フローリング」と呼ばれるものもある。これらのパネルは、組み合わせた床用パネルに似せるため、表面に木製の薄板が圧力をかけて接着してある。</u>	44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 <u>―合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）</u> <u>4412.13―少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの</u> <u>4412.14―その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）</u> <u>4412.19―その他のもの</u> <u>―その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）</u> <u>4412.22―少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの</u> <u>4412.23―その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）</u> <u>4412.29―その他のもの</u> <u>―その他のもの</u> <u>4412.92―少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの</u> <u>4412.93―その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）</u> <u>4412.99―その他のもの</u> （省 略） この項の物品は、44.09項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面、縁又は端が加工され、塗布し若しくは被覆され（例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属による塗布若しくは被覆）又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。 <u>この項には、また、「寄せ木フローリング」と呼ばれるフローリングパネルとして使用される合板パネル又はベニヤドパネルを含む。これらのパネルは、寄せ木ストリップから作られたフローリングパネルに似せるため、表面に木製の薄板を圧力をかけて接着したものである。</u>

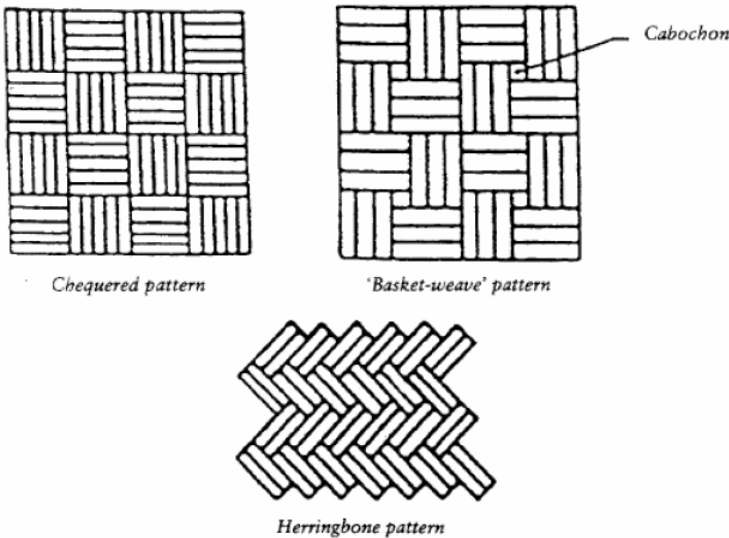
関税率表解説改正

新	旧
この項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (b) (省 略) <u>(c) セルラーウッドパネル及び組み合わせた床用パネル（寄せ木床用パネルを含む。）又はタイル（木製のブロック、ストリップ及びフリーズ等から成り、一層以上の木材から成る支持体上に組み合わされ、多層の寄せ木フローリングパネルとして知られるものを含む。）（44.18）</u> (d) ～ (e) (省 略) (省 略) 号の解説 <u>4412.10、4412.31、4412.32 及び4412.39</u> 当該各項の合板については、たとえ表面が被覆され又は44.12項の解説中「この項の物品は、（以下略）」の段に記された更なる加工を施されても、同号に分類される。	この項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (b) (省 略) <u>(c) セルラーウッドパネル及び組み合わせた寄せ木パネル又は寄せ木タイル（一層以上の木材から成る支持体上に組み合わせたものを含む。）（44.18）</u> (d) ～ (e) (省 略) (省 略) 号の解説 <u>4412.13、4412.14 及び4412.19</u> 当該各項の合板については、たとえ表面が被覆され又は44.12項の解説中「この項の物品は、（以下略）」の段に記された更なる加工を施されても、同号に分類される。

関税率表解説改正

新	旧
44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） 4418.10－窓及びフランス窓並びにこれらの枠 4418.20－戸及びその枠並びに敷居 （削 除） 4418.40－コンクリート型枠 4418.50－こけら板 <u>4418.60－くい及びはり</u> <u>－組み合わせた床用パネル</u> <u>4418.71－モザイク状の床用のもの</u> <u>4418.72－その他のもの（多層のものに限る。）</u> <u>4418.79－その他のもの</u> 4418.90－その他のもの （省 略） また、この項には、セルラーウッドパネルも含まれる。このパネルは、一見44.12項の解説に記載したブロックボード及びバッチンボードに似ているが、しんを構成する小角又は小舞は、平行又は格子状のいずれかに並べられ、それらの間には空間がある。2枚の表板が縁の木枠の上に取り付けられているだけのものもある。これらのすき間には、防音又は耐熱の材料（例えば、コルク、ガラスウール、木材パルプ又はアスベスト）が詰められている場合もある。表板は、普通の木材の場合もあり、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板又は合板の場合もある。また、当該パネルは、44.12項のように卑金属で表面を覆っているものもある。この種のパネルは、比較的軽くしかも強いので、仕切り、戸、時には家具の製造に使用される。 <u>この項には、また、縁どりしてあるかないかを問わず、床用パネル（寄せ木パネルを含む。）又はタイルに組み合わせた硬質のブロック、ストリップ、フリーズ等を含む。また、ブロック、ストリップ、フリーズ等から成り、一層以上の木材から成る支持体上に組み合わされた、「多層の」寄せ木床用パネルとして知られる床用パネル又はタイルも含む。その最上層（摩耗層）は、通常、パネルを形成する2以上のストリップの列から成る。これらのパネル又はタイルには組み合わせを容易にするために端にさねはぎ加工を施したものもある。</u> （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）<u>床用パネルとして使用される合板パネル、ベニヤドパネル及びこれらに</u>	44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。） 4418.10－窓及びフランス窓並びにこれらの枠 4418.20－戸及びその枠並びに敷居 <u>4418.30－寄せ木パネル</u> 4418.40－コンクリート型枠 4418.50－こけら板 （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） 4418.90－その他のもの （省 略） また、この項には、セルラーウッドパネルも含まれる。このパネルは、一見44.12項の解説に記載したブロックボード及びバッチンボードに似ているが、しんを構成する小角又は小舞は、平行又は格子状のいずれかに並べられ、それらの間には空間がある。2枚の表板が縁の木枠の上に取り付けられているだけのものもある。これらのすき間には、防音又は耐熱の材料（例えば、コルク、ガラスウール、木材パルプ又はアスベスト）が詰められている場合もある。表板は、普通の木材の場合もあり、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板又は合板の場合もある。また、当該パネルは、44.12項のように卑金属で表面を覆っているものもある。この種のパネルは、比較的軽くしかも強いので、仕切り、戸、時には家具の製造に使用される。 <u>この項には、また、縁どりしてあるかないかを問わず、パネル又はタイルに組み合わせた寄せ木ストリップ等を含む（一層以上の木材から成る支持体上に組み合わせた寄せ木パネルあるいは寄せ木タイルを含む。）。これらのパネル又はタイルには組み合わせを容易にするために端にさねはぎ加工を施したものもある。</u> （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）<u>フローリングパネルとして使用される合板パネル又はベニヤドパネルで</u>

関税率表解説改正

新	旧
<u>類する積層木材のパネルで、44.18項の組み合わせた床用パネルに似せるため、表面に木製の薄板が圧力をかけて接着してあるもの（44.12）</u> （b）～（c）（省 略） 号の解説 4418.71号 <u>モザイク状の床用の組み合わせた床用パネルには、多数の独立した正方形、長方形の要素から成り、「カボション（cabochons）」（小さな正方形、長方形、三角形、ひし形その他の形状の木片で、目的とする図案を得るための充填物として使用されるもの）と呼ばれるものを含むことがある。ストリップは特定の図案（例えば、チェッカード（chequered）、バスケットウィーブ（basket-weave）、ヘリンボーン（herringbone））に従って配置される（下記の例参照）。</u>  <i>Chequered pattern</i> <i>'Basket-weave' pattern</i> <i>Herringbone pattern</i>	<u>、寄せ木ストリップから作られたフローリングパネルに似せるために表面に木製の薄板を圧力をかけて接着したもの（44.12）</u> （b）～（c）（省 略） 号の解説 4418.30号 <u>この号において、寄せ木パネルには、縁と縁又は端と端及び縁と縁を結合した幅の狭い一般に短い木材の板（ストリップ）の2以上の列からなる組み立て済みのフローリングパネルを含む。この種のパネルの表面は、個々のストリップの木目及び色彩による様々なストリップの模様を有している。</u> （新 規）

関税率表解説改正

新	旧
第 46 類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物 注 1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーギア、柳、<u>竹</u>、<u>とう</u>、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第54 類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。 2～3 （省 略） 総 説 この類には、へちま製品のほか、紡績していない材料を組み合わせ、織りその他これらに類する組立て方法によって作った半製品（46.01）及びある種の製品（46.01又は46.02）を含む。紡績していない材料には、特に次のような物品がある。 （1）～（5） （省 略） これらの材料のうち、ある種のもの、特に植物性の物品は、組合せその他これに類する加工方法により適するように調製（例えば、割り、引き抜き若しくは皮はぎ等により又はワックス若しくはグリセリン等を染み込ませることにより）される場合もある。 この類において、次のものは組物材料とみなさず、それから作られた物品は、この類には含まない。 （i）馬毛（<u>05.11</u>又は11部） （ii）～（v） （省 略） （省 略）	第 46 類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物 注 1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーギア、柳、<u>竹</u>、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第54 類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。 2～3 （省 略） 総 説 この類には、へちま製品のほか、紡績していない材料を組み合わせ、織りその他これらに類する組立て方法によって作った半製品（46.01）及びある種の製品（46.01又は46.02）を含む。紡績していない材料には、特に次のような物品がある。 （1）～（5） （省 略） これらの材料のうち、ある種のもの、特に植物性の物品は、組合せその他これに類する加工方法により適するように調製（例えば、割り、引き抜き若しくは皮はぎ等により又はワックス若しくはグリセリン等を染み込ませることにより）される場合もある。 この類において、次のものは組物材料とみなさず、それから作られた物品は、この類には含まない。 （i）馬毛（<u>05.03</u>又は11部） （ii）～（v） （省 略） （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
46.01 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。） <u>－敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）</u> <u>4601.21－竹製のもの</u> <u>4601.22－とう製のもの</u> <u>4601.29－その他のもの</u> －その他のもの （削 除） <u>4601.92－竹製のもの</u> <u>4601.93－とう製のもの</u> <u>4601.94－その他の植物性材料製のもの</u> <u>4601.99－その他のもの</u> （省 略）	46.01 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。） <u>4601.20－敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）</u> －その他のもの <u>4601.91－植物性材料製のもの</u> （新 規） （新 規） （新 規） 4601.99－その他のもの （省 略）
46.02 かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 <u>－植物性材料製のもの</u> <u>4602.11－竹製のもの</u> <u>4602.12－とう製のもの</u> <u>4602.19－その他のもの</u> <u>4602.90－その他のもの</u> （省 略）	46.02 かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したものと及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 <u>4602.10－植物性材料製のもの</u> 4602.90－その他のもの （省 略）